

農地の集積・集約化は

農地バンク 事業で!

\\
大切な農地を
次世代に
つなげましょう!

農地バンク※は、
市町が策定した「地域計画」の実現に向けた
農地の貸借を行います。

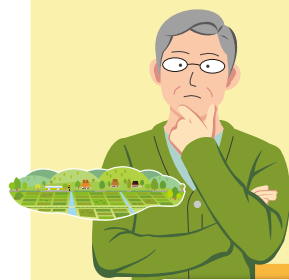


地域計画とは?

地域で話し合う「地域の農業の将来像」をもとに、その地域の農業の将来のあり方を示すとともに
目指すべき農地利用の姿を明確にした「目標地図」を作成します。

※農地バンクは、農地中間管理機構の通称です。

(農地バンク事業のしくみ)



現在

地域計画の策定 【市町】

将来



分散した農地を
担い手の
Aさん、Bさん、
新規就農者に
集積・集約化

農用地利用集積等促進計画(案)の作成 【市町】

農用地利用集積等促進計画の決定・認可申請 【農地バンク】

農用地利用集積等促進計画の認可・公告 【県又は権限移譲された市町】

農地バンク事業による農地貸借開始 【農地バンク】

農地バンク事業
の
お知らせ

- 令和7年4月から、農地の貸借は農地バンク事業または農地法による手続きだけになりました。
[市町で行っていた相対の利用権設定(利用権設定等促進事業)による新規契約はできません。]
- 農地バンク事業による農地貸借の借賃は、賃貸借(金納)又は使用貸借(無償)のみで、物納はできません。
借賃は、毎年12月に農地バンクが耕作者から徴収し、地権者に支払います。
ただし、10月1日以降の契約始期の地権者及び耕作者は、契約翌年の12月から徴収・支払いを行います。
- 地権者、耕作者とも借賃に手数料1%と手数料に対する消費税10%がかかります。
- 農地の借受手続きをする際に、地権者と耕作者で農地返還時の原状回復について双方の合意を
図っておくものとし、農地バンクは原状回復の義務を負いません。
- 農地バンク事業で借りている農地の耕作者を変更する場合、地権者の同意を得ずに変更することが
できます。

静岡県農地バンク(静岡県農業振興公社)が、サポートします!

本社 農地集積課 ☎054-250-8989 〒420-0021 静岡市葵区茶町2-8-1

[銀行会館内]

東 部 駐 在 ☎055-924-3993 〒410-0055 沼津市高島本町1-3
富 士 駐 在 ☎0545-65-2261 〒416-0906 富士市本市場441-1
中 部 駐 在 ☎054-283-0650 〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20
志太榛原駐在 ☎054-646-2122 〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1
中 遠 駐 在 ☎0538-35-1335 〒438-8558 磐田市見付3599-4
西 部 駐 在 ☎053-458-7105 〒430-0929 浜松市中央区中央1丁目12-1

[東部農林事務所内]
[富士農林事務所内]
[中部農林事務所内]
[志太榛原農林事務所内]
[中遠農林事務所内]
[西部農林事務所内]



ぜひ
ご利用
ください!



Q 静岡県 農地中間管理

検索

<https://www.shizuoka-nk.or.jp/t-kanri/>